

京都市消防局訓令乙第18号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局担当局長等専決規程の一部を次のように改める。

令和2年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

第1条中「隊長」の右に「，消防広域対策官」を加える。

別表第1課長の項及び消防署長の項中「市内」を削り，同表消防署消防課長の項中第8号を削り，第9号を第8号とし，第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2総務部長の項中第29号を第32号とし，第21号から第28号までを3号ずつ繰り下げ，同項第20号中「賃料月額100,000」を「貸付料月額500,000」に，「普通財産」を「公有財産」に改め，同号を同項第21号とし，同号の次に次の2号を加える。

(22) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

(23) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認に関すること。

別表第2総務部長の項第19号中「100,000」を「500,000」に改め，同号を同項第20号とし，同項中第18号を第19号とし，第1号から第17号までを1号ずつ繰り下げ，同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 会計年度任用職員の採用，期間の更新，退職等に関すること。

別表第2予防部長の項第5号中「製造所等の設置及び変更の許可」を「の規制」に改め，同項中第6号を削り，第7号を第6号とし，第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ，同表人事課長の項中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号を第4号とし，第6号を第5号とし，第7号を第6号とし，同号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の旅費の支出決定及びこれに係る支出命令に関すること。

別表第2人事課長の項第8号を削り，同項第9号を同項第8号とし，同項第10号中「，財産管理員」を削り，同号を同項第9号とし，同項中第11号を第10号とし，第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げ，同表施設課長の項中第16号を第18号とし，第12号から第15号までを2号ずつ繰り下げ，同項第11号中「で，電柱，水道管，ガス

管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「並びに1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの決定及び契約」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(12) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事

(13) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関する事

別表第2指導課長の項第1号を削り、同項第2号中「のうち、完成検査、仮使用承認及び完成検査前検査」を削り、同号を第1号とし、同項第3号から同項第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2支援課長の項の次に次の1項を加える。

消防同意事務センター長	(1) 京都市火災予防規程第57条及び第63条による同意等に関する事。 (2) 補佐職員の2日以内の休暇、欠勤等の承認等に関する事。 (3) 補佐職員の時間外勤務命令に関する事。 (4) 補佐職員の日直及び宿直に関する事。
-------------	--

別表第2消防航空隊長の項の次に次の2項を加える。

消防広域対策官	(1) 担当事務に係る事務事業の計画及び実施に関する事。
企画担当課長	(1) 担当事務に係る事務事業の計画及び実施に関する事。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)